

番号	資料名	ページ・項目	旧	新
1	横浜市青葉公会堂 及び横浜市青葉ス ポーツセンター第 4期指定管理者公 募要項	1ページ2(4)	本施設は、「横浜市公共建築物天井脱落対策事業 計画」において、天井改修工事が必要と位置づけ られており、指定期間中に全館休館（令和4年度 から令和5年度の期間中）を伴う工事を行いま す。	本施設は、「横浜市公共建築物天井脱落対策 事業計画」において、天井改修工事が必要と 位置づけられており、指定期間中に全館休館 （令和4年度の期間中）を伴う工事を行いま す。
2	横浜市青葉公会堂 及び横浜市青葉ス ポーツセンター管 理業務 仕様書	5ページ6(3)イ	小破修繕については、指定管理者が修繕費を負担 するものとし、1件100万円（消費税及び地方消 費税含む）以下を対象とする。ただし、指定期間 終了後の買取りは求めないことを条件に、区との 協議に基づき執行する場合はこの限りでない。	小破修繕については、指定管理者が修繕費を 負担するものとし、1件100万円（消費税 別）以下を対象とする。ただし、指定期間終 了後の買取りは求めないことを条件に、区と の協議に基づき執行する場合はこの限りでな い。
3	横浜市青葉公会堂 及び横浜市青葉ス ポーツセンター管 理業務 仕様書			別紙2の黄色部分を修正しました。
4	横浜市青葉公会堂 及び横浜市青葉ス ポーツセンター管 理業務特記仕様書	11ページ2(1)オ(ア)	※現指定管理者は、区の承認の上開館日を12月 29日～翌年1月4日としている。	※現指定管理者は、区の承認の上休館日を12 月29日～翌年1月4日としている。
5	横浜市青葉公会堂 及び横浜市青葉ス ポーツセンター管 理業務特記仕様書			別表1の黄色部分を修正しました。

tui